

全員協議会会議録

| | | |
|---|--|----|
| 1 | 開 会 | 1 |
| 2 | あいさつ | 1 |
| 3 | 議 題 | 2 |
| | (1) 提出議案について | 2 |
| | ① 議案第 19 号 教育委員会教育長の任命同意について | 2 |
| | ② 議案第 20 号 教育委員会委員の任命同意について | 2 |
| | ③ 議案第 21 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて | 2 |
| | (2) 協議事項について | 3 |
| | ① 会期、議事日程及び議案の取扱いについて | 3 |
| | (3) 報告事項について | 5 |
| | ① 報告第 1 号 平成 30 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について | 5 |
| | ② 報告第 2 号 株式会社やいた未来の経営状況説明書の提出について | 7 |
| | ③ 次期矢板市総合計画策定の基本方針について | 9 |
| | ④ 矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略進行管理検証について | 11 |
| 4 | その他 | 15 |
| | (1) 令和元年人事院勧告について | 15 |
| | (2) その他 | 16 |
| 5 | 閉 会 | 17 |

○ 出席者

【 議員 16 人 】

- ① 石 塚 政 行
- ② 掛 下 法 示
- ③ 神 谷 靖
- ④ 中 里 理 香
- ⑤ 高 瀬 由 子
- ⑥ 櫻 井 惠 二
- ⑦ 藤 田 欽 哉
- ⑧ 佐 貫 薫
- ⑨ 伊 藤 幹 夫
- ⑩ 関 由紀夫
- ⑪ 小 林 勇 治
- ⑫ 和 田 安 司
- ⑬ 宮 本 妙 子
- ⑭ 石 井 侑 男
- ⑮ 中 村 久 信
- ⑯ 今 井 勝 巳

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市 長
- ② 副市長
- ③ 教育長
- ④ 総合政策部長
- ⑤ 総合政策課参事兼総合政策課長
- ⑥ 秘書広報課長
- ⑦ 総務部長兼総務課長
- ⑧ 税務課長
- ⑨ 健康福祉部長兼社会福祉課長
- ⑩ 高齢対策課長
- ⑪ 子ども課長
- ⑫ 健康福祉部参事兼健康増進課長
- ⑬ 市民生活部長兼くらし安全環境課長
- ⑭ 市民課長
- ⑮ 農林課長
- ⑯ 商工観光課長
- ⑰ 経済建設部長兼建設課長
- ⑱ 都市整備課長
- ⑲ 会計管理者兼出納室長
- ⑳ 教育部長兼教育総務課長
- ㉑ 生涯学習課長
- ㉒ 選挙・監査事務局長
- ㉓ 農業委員会事務局長
- ㉔ 上下水道事務所長兼水道課長
- ㉕ 下水道課長
- ㉖ 総務課行政担当主幹

齋 藤 淳一郎
横 塚 順 一
村 上 雅 之
三堂地 陽 一
室 井 隆 朗
高 橋 弘 一
塚 原 延 欣
星 野 朝 子
石 崎 五百子
沼 野 晋 一
田 城 博 子
細 川 智 弘
小野寺 良 夫
柳 田 恭 子
和 田 理 男
村 上 治 良
津久井 保
柳 田 豊
永 井 進 一
小 瀧 新 平
山 口 武
森 田 昭 一
大谷津 敏美智
河 野 和 博
齋 藤 正 樹
佐 藤 賢 一

【 欠席説明員 】

なし

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 薄 井 勉
- ② 副主幹 黒 崎 真 史
- ③ 主査 水 沼 宏 朗

1 開 会

○議長（石井侑男） 協議事項に入る前に、一言申し上げます。

先日発生いたしました九州北部豪雨により、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、会議を進めてまいります。

全員協議会を開会いたします。 (10:00)

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、私からもこのほど発生いたしました九州北部地域における豪雨災害によりまして、お亡くなりになられた方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様にも謹んでお見舞いの言葉を申し上げたいと思います。被災地の一刻も早い復旧、復興を切に願っているところでございます。

それでは、本日、第358回矢板市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多用中にもかかわらず、御参集を賜りまして誠にありがとうございました。

今回、私ども市当局から提出いたします案件は、報告事項2件、補正予算5件、決算の認定8件、条例の制定2件、条例の一部改正3件、人事案件3件及びその他2件の計25件でございます。

人事案件のうち、議案第19号 教育委員会教育長の任命同意につきまして

は、本市教育委員会教育長であります村上雅之氏が、令和元年9月30日をもって任期が満了となりますが、後任の教育長に同氏を再任することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第20号 教育委員会委員の任命同意につきましては、本市教育委員会委員であります矢板秀臣氏が、令和元年9月30日をもって任期が満了となりますので、後任の委員に宮本福德氏を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、人権擁護委員であります平山和博氏が、令和元年12月31日をもって任期満了となりますので、後任の委員に齋藤兆正氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

これら人事案件につきましては、慣例によりまして、即決をもって議決くださるようお願いを申し上げます。

また、各報告事項につきましては、所管の部課長から説明いたしますので、よろしく御協議くださるようお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。

3 議 題

(1) 提出議案について

- ① 議案第19号 教育委員会教育長の任命同意について
 - ② 議案第20号 教育委員会委員の任命同意について
 - ③ 議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-

○議長 一括説明を求めます。

○総務課長（塚原延欣） おはようございます。

資料は、議案書、履歴書をごらんいただきたいと思います。

なお、履歴書については、この会の後、回収させていただきます。

それでは、議案書 39 頁をお開きください。

(議案書 39 頁を朗読)

次に、履歴書をごらんください。

(履歴書を朗読)

続きまして、議案 20 号です。40 頁をごらんください。

(議案書 40 頁を朗読)

次に、履歴書をごらんください。

(履歴書を朗読)

続きまして、議案第 21 号です。41 頁をごらんください。

(議案書 41 頁を朗読)

次に、履歴書をごらんください。

(履歴書を朗読)

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

(2) 協議事項について

① 会期、議事日程及び議案の取扱いについて

○議長 議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（和田安司） 御協議申し上げます。

第 358 回矢板市議会定例会の議会運営については、議長から会期、議事日

程及び議案の取り扱い等について協議していただきたい旨の諮問があり、去る8月22日午前10時から第2委員会室において議会運営委員会を開催し協議いたしました。

説明のため、当局から市長、副市長及び関係部課長等の出席を求め、提出議案の件数、議長のもとに提出された一般質問通告者数、陳情の受理件数及びそれらの取り扱い等について慎重に協議した結果、この定例会の会期は、本日から9月19日までの21日間と決定いたしました。

議事日程につきましては、お手元の日程表のとおりであります。

議案の取り扱いにつきましては、議案第1号から議案第5号まで、議案第14号から第18号まで、議案第22号及び議案第23号並びに陳情の審査については、それぞれの所管常任委員会に付託する予定であります。

次に、議案第6号から議案第13号までの平成30年度矢板市一般会計、各特別会計及び水道事業会計決算の認定につきましては、議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託する予定であります。

次に、先ほど総務課長から説明がありました、議案第19号から議案第21号までの人事案件3件については、市長の提案理由説明後、質疑、討論を省略し、即決でお願いしたいと思っております。

何とぞ、議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げまして報告を終わります。

なお、詳細につきましては、事務局長に説明をさせます。

○議長 事務局長の説明を求めます。

○事務局長（薄井勉） 会期、議事日程及び議案の取扱いについて、補足説明をさせていただきます。議事日程表をごらんください。

9月4日の行をごらんください。この日は、一般質問、各議案に対する質

疑、各議案及び陳情委員会付託、さらに決算審査特別委員会の設置が予定されております。本会議散会后、直ちに決算審査特別委員会の全体会を開催していただきたいと思ひます。

各常任委員会及び決算審査特別委員会分科会は5日から11日までの間に開催していただく予定でございます。各常任委員会の付託案件の審査終了後、直ちに決算審査特別委員会分科会に切り替えて審査をお願いします。

12日には、2回目の決算審査特別委員会全体会が開催される予定です。

この決算審査特別委員会につきましては、議員全員をもって構成し、1回目の全体会で正副委員長の互選を行い、その後、執行部の各部課長等による決算の概要説明を受けまして、各委員から総括的な質疑の後、常任委員会を単位とする分科会に審査を付託することになります。

2回目の全体会は、12日午後1時30分から予定しております。各分科会からの審査報告の後、質疑等を経て採決をしていただく予定となっております。

以上でございます。

○議長 報告は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

(3) 報告事項について

① 報告第1号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長 報告を求めます。

○総務課長 報告事項の1頁をお開きください。

(報告事項1頁を朗読)

次に2頁の表をごらんください。各指標について説明をいたします。

まず、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率につきましては、一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であります。矢板市は全ての会計におきまして、歳入から歳出を引いたものが黒字となっております。そのため、実質赤字比率は該当なしということで「－」になってございます。

続いて、連結実質赤字比率であります。この指標は、矢板市の全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であります。先ほど申し上げましたが、矢板市は全ての会計で黒字になっておりますので、この連結実質赤字比率も該当なしということで「－」となっております。

続きまして、実質公債費比率でございます。この指標は、一般会計等が負担します地方債の元利償還金のほか、水道事業や公共下水道事業など特別会計の地方債の元利償還金に要する繰出金、また、塩谷広域行政組合の地方債の元利償還金に充当する負担金などを合計して算出しまして、一般会計が負担する地方債の元利償還金などの標準財政規模に対する比率でございます。こちらは単年度ごとに算出をいたしまして、直近3カ年の平均を用いるものでございます。平成30年度の数値は9.1%となりまして、平成29年度と比較して0.3ポイント減少し、比率が改善しております。その理由は、公営企業の地方債充当繰出金が減少したことや、公債費に準じる債務負担行為額が減少したことによります。

次に、将来負担比率でございます。この指標は、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。一般会計等の地方債の残高や、特別会計の地方債償還に充てる繰出金、塩谷広域行政組合の地方債償還に充てる負担金、退職手当支給予定額など、矢板市が将来負担する負債全体から、

貯金である基金や地方債の元利償還に充当する特定財源、普通交付税の基準財政需要額に算入される公債費を差し引いて算定しております。平成30年度の数字は43.1%となりまして、平成29年度と比較して3.2ポイント減少し、改善しております。これは、一般会計の地方債残高や公共下水道など特別会計の地方債残高が減少したことによるものでございます。

続きまして、資金不足比率でございます。

この指標は、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率でございます。矢板市のこの3つの公営企業会計におきましては、資金不足額はありませんでしたので、資金不足比率は全て該当なしということで「－」となっております。

以上、各指標につきまして簡単に御説明させていただきました。これらの指標につきましては、「黄色信号である」という早期健全化基準、さらには「赤信号である」という財政再生基準が設けられております。平成30年度の比率につきましては、全ての指標につきまして、黄色信号である早期健全化基準を大きく下回っております。

今後も、これらの指標を見据えた財政運営に努め、財政の健全化をより一層図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

② 報告第2号 株式会社やいた未来の経営状況説明書の提出について

○議長 報告を求めます。

○農林課長（和田理男） 資料は、報告事項3頁をごらんください。

（報告事項3頁を朗読）

この件につきましては、矢板市の出資法人である株式会社やいた未来の経営状況について、法の定めに基づき、その説明書を提出するものです。

資料の概要について御説明いたします。「経営状況説明書」の1頁をごらんください。

初めに、第1期となります平成30年度の事業報告です。

「1. 企業の現況に関する事項」は、中段に記載のとおり、この法人は第三セクター方式により、平成31年4月から道の駅の業務を行うことを目的として設立し、業務を開始するための準備を進めてきました。結果としまして、当事業年度の売上高はなく、開業準備のための人件費や備品消耗品等の購入により、当期純損失は606万円となりました。

以下、主要な事業の内容、使用人の状況、資金調達の状況などがございます。

3頁に移りまして、「2. 役員に関する事項」及び「3. 会社の株式に関する事項」につきまして、おのおの記載のとおりでございます。

続きまして、4頁から決算報告書でございます。貸借対照表、損益計算書、そして7頁になりますが、支出した各科目の計算内訳などであり、10頁の監査報告書までが決算報告書となっておりますので、後ほど御参照願います。

続きまして、11頁をごらんください。第2期である今年度の事業計画でございます。本年4月1日から道の駅の管理運営を行うに当たり、道の駅の公益的な役割を果たしながら利益目標の達成を目指しまして、事業計画に定めた各項目を実施しているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

③ 次期矢板市総合計画策定の基本方針について

○議長 報告を求めます。

○総合政策課長（室井隆朗） 資料は「次期矢板市総合計画策定の基本方針」をごらんください。

第2次21世紀矢板市総合計画につきましては、平成23年度から令和2年度までの10年の計画期間となっており、来年度をもちまして計画期間が終了いたします。そのようなことから、令和3年度から次期総合計画を策定するために、その基本方針を定めるものでございます。

まず、「1 計画策定の目的」であります。少子・高齢化の進行を初め、まちづくりに対する新たな課題への確に対応しながら、未来に夢と希望を持てるまちづくりを目指し、その指針となるべき次期矢板市総合計画の策定に関し基本的な事項を定めるものでございます。

次に、「2 計画の性格と役割」であります。

総合計画は、本市の将来像及びまちづくり全般の基本方針を定めた最上位の計画でございます。各部門別の基本計画は、総合計画との整合性を図りながら、計画的な行政運営を行っていくものとなっております。

次期総合計画の策定に当たっては、現計画の成果と課題を検証し、さらに矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び矢板市行財政改革推進計画の検証も合わせて行いまして、今後の市政運営の基本方針といたします。

また、従来の総合計画においては、施策や事業を網羅的に定めておりました

が、次期計画におきましては、限られた行政資源を最大限に活用し、より良いまちづくりを着実に進めていくために、今後5年間で重点的に取り組むべき施策や事業を定めた重点戦略型の総合計画といたします。

次に、「3 計画の構成」につきましては、基本構想、基本計画、実施計画の3部で構成をいたします。

「(1) 基本構想」につきましては、市政を総合的、計画的に運営するための基本となるもので、まちづくりの将来像と方向性を示します。

「(2) 基本計画」につきましては、基本構想の具現化のための施策の内容を明らかにするもので、各分野の取り組むべき施策の基本方向と体系を定めます。

「(3) 実施計画」につきましては、施策の体系に基づき、具体的な事業を明らかにするもので、目標数値・指標を設定し、進捗状況の評価を行います。

次に、「4 計画の期間」につきましては、基本構想、基本計画が令和3年度から令和7年度までの5年間、実施計画が毎年度策定をいたします。

次に、「5 矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係」ですが、総合戦略の計画期間は平成27年度から令和元年度の5年間であり、現総合計画の計画期間より1年早く計画期間が終了いたします。総合戦略と総合計画との整合性を図り、市民にわかりやすい市政方針を示すために、現総合戦略の計画期間を1年延長いたしまして、総合計画と総合戦略を一体的に策定していきたいと考えております。

「6 計画策定の体制」であります。

まず、「(1) 市民参加」ですが、資料に記載されておりますとおり、具体的に列挙しております。市民からの公募等による総合計画策定検討委員会の設置、市民や中高生を対象としたアンケート調査の実施、各種団体の代表等による総合計画策定懇談会の設置などにより、広く市民の意見を聴取いたしま

す。

「(3) 庁内策定体制」につきましては、総合的な調整は、庁議において行います。基本構想及び基本計画の策定については、総合計画策定庁内委員会を設置いたします。

「7 計画策定スケジュール」であります。

こちらは、次期矢板市総合計画スケジュールに記載してございます。このような形で進めていく予定であります。

まず、表の一番上になります、大きな流れといたしまして、策定基本方針につきましては既に8月に決定しております。総合計画策定骨子素案を来年5月までに策定いたしまして、基本構想を来年5月から7月までに、基本計画を来年8月から11月までに策定し、12月に議会の議決を経て総合計画の策定が完了となります。

市民参加につきましては、本年度中にアンケートを実施し、あわせて検討委員を公募し、検討委員会を開催していきます。懇談会につきましては、来年6月から開催し、意見をいただきます。議会につきましては、節目節目に全員協議会のほうに御報告いたしまして、来年12月に議決をいただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

④ 矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略進行管理検証について

○議長 報告を求めます。

○総合政策課長 「効果検証の仕組みづくり」の資料をごらんください。

総合戦略の効果検証の流れにつきましては、中ほどの図のとおりとなります。まず、検証の仕組みとして所管課において進行管理検証シートを作成いたしまして、現状の分析、未達成の要因、課題の抽出など自己評価を行ってから、調整会議委員による検証幹事会を経て、庁議委員によります矢板市総合戦略本部において総合戦略の施策等の改訂方針を決定してまいります。その課程で毎年度、市議会及び検証委員会へ報告を行いまして、意見をお伺いすることとなっております。

今回、議会の皆様へのお願いといたしましては、別紙の「施策体系とK P I 一覧」及び「進行管理検証シート」を御参照していただき、実施した施策・事業の効果やこれからの課題などについて御意見をいただくこととさせていただきます。

進行管理の内容につきましては、後ほど個別の検証シートで御確認をいただくとして、本日は資料「施策体系とK P I 一覧」により御説明を申し上げます。

まず、この資料については、総合戦略に掲げております4つの基本目標からなる施策の体系により整理し、基本目標ごとの数値目標、K P I について平成30年度の実績をまとめまして、一覧表にしたものであります。それぞれの現状値、実績値、目標値については記載のとおりとなっております。

なお、「検証シートページ」という欄がありますが、こちらは検証シートの該当する頁となっております。

この総合戦略については、平成27年度から平成31年度までの5カ年計画であり、平成30年度終了時点で全体の5分の4を経過しております。今回の検証に当たりましては、進捗状況の欄に関し、右下の凡例に掲載してまいります。

進捗状況 80%を基準として、青の矢印が「おおむね順調」、黒が「やや遅れている」、赤が「遅れている」、横棒が「実績値なし」となっております。

それでは、主なものを御説明いたします。まず、基本目標「安定した雇用を創出する」であります。ここでは、数値目標2つと、7つのK P Iを設定しており、仕事、職場をつくり出すための施策に取り組んでまいりました。上から1行目、2行目になります市内従業者数及び市内事業所数につきましては、経済センサスが実施されていないために実績値が「－」となっております。

「しごと」の下から2行目、集落営農組織の法人化数件数につきましては、現状値のままでございます。これにつきましては、法人化に向けて農協や県と連携し周知等を行っておりますが、各集落営農組織内での意見集約を図ることが難しいため、法人化することができない状況でございます。

次の基本目標、「来てもらう、住んでもらう、人の流れをつくる」であります。ここでは1つの数値目標と7つのK P Iを設定し、交流人口の増、定住人口の増に取り組んでまいりました。これらにつきましては、やや遅れているものもありますが、おおむね順調に成果が現れているものと思われま

す。この中で上から2行目のK P I、純移動数であります。昨年度までは減少傾向でありましたが、転出超過が増大しております。特に、若い世代の進学等に伴い転出者が増加したことと、さらに、戻り人口をふやせていないことが要因と思われま

す。次の目標の「各世代を支援する」であります。ここでは2つの数値目標と8つのK P Iを設定し、各世代の支援を充実し満足度の向上を図る取り組みを展開してまいりました。この中の、上から2行目になります「0－4歳人口」につきましては、現状値より下回っております。これにつきましては、出生数の減少やその下の「婚姻数」の減少などが影響しているものと思われま

「婚姻数」であります。こちらも現状値を下回っておりますが、これにつきましては若者の結婚に対する意識の変化により晩婚化が進行していることが影響しているのではないかと考えられます。その下の「出生数に占める第三子以降の割合」につきましては、現状値を下回っておりますが、子育てにかかる経済的負担に加えまして、核家族化や共働きによる時間的な負担が影響しているのではないかと考えられます。

そこから4行下にあります「児童生徒におけるふるさとへの愛着度」につきましては、アンケート実施により実績値を算出いたしますので、今回は実績値は「－」となっております。

最後の基本目標の「活力と魅力あるまちをつくる」であります。ここでは2つの数値目標と6つのKPIを設定し、生活利便性の向上等、活力と魅力あるまちづくりに取り組んでまいりました。一番上にあります、「行政区加入率」につきましては現状値を下回っております。これにつきましては、若年世帯の未加入や高齢者世帯の脱退、それに加えまして高齢者の世帯分離による世帯総数の増加が原因と考えられます。

その下の「住み良さに対する満足度」につきましては、アンケート実施により実績値を算出いたしますので、実績値は「－」となっております。

その3行下の「いきいき市民力活動助成申請数」であります。これにつきましては、支援期間の3年間を経過し自走している公益的団体がふえているところではありますが、現状では新しい公益団体の設立が少ない状況であります。

その下の「JR矢板・片岡駅乗降者数」であります。これにつきましては、平成28年度より乗降者数はふえてはいるものの、現状値より下回っている状況であります。原因としてはやはり人口減少が影響しているものと思われれます。

その下の「市営バス乗降者数」であります。これにつきましても、現状値を

下回っております。このK P Iにつきましては、平成 27 年度に目標値を達成し、目標値を 24,000 人から 25,000 人に引き上げた経緯がございます。この乗降者数については、一度目標を達成しておりますが、この 3 年間を見る限りでは横ばいの状況であります。利用者が固定化しているのが原因ではないかと考えられます。

一覧表につきましては以上であります。全体を総括いたしますと全K P I 36 項目のうち「おおむね順調」が 10、「やや遅れている」が 15、「遅れている」が 7、「実績値なし」が 4 となっております。

以上が総合戦略の効果検証の仕組み及び平成 30 年度の実績の概要について御報告をさせていただきました。

議員の皆様におかれましては、御意見をいただくような報告の様式などは定めてございませんが、議会閉会日の 9 月 19 日（木）までに進行管理検証シートに記載されている内容などをごらんいただきまして、もし御意見、御提言などがございましたら、総合政策課まで御連絡をいただければと思います。

議会開会中のお忙しい中、誠に恐縮に存じますが、御協力のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

4 その他

(1) 令和元年人事院勧告について

○議長 説明を求めます。

○総務課長 資料はございません。速報でございます。

ことしの人事院勧告でございますが、去る8月7日に発表がありました。詳細についての説明会は後日に予定されておりますので、本日は概略のみの説明となりますことを御了承いただきたいと思っております。

令和元年におきましては、公務員と民間の給与を比較した結果、民間給与が平均387円上回る結果でありました。この較差を埋めるために、初任給を1,500円～2,000円引き上げ、さらに年齢が30歳代半ばまでの職員が在職する号級について所要の改正を行います。

また、期末・勤勉手当につきましても、民間の支給割合が公務員を上回っております。そのため、0.05カ月分を引き上げ、その引き上げ分につきましては、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分する改正を行うよう勧告がされております。

この改正につきましては、平成31年4月1日となっております。改正に伴います関係条例の改正は、12月定例会に提出させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

(2) その他

○議長 以上で、あらかじめ用意しました案件は、すべて終わりましたが、議員各位及び市当局からほかに何かありませんか。

○和田議員 8月27日付で発表されました本市に本社がありますカンタツ株式

会社が10月1日をもって移転するということですが、このことについて本市に対する影響、あるいは対応につきましてお伺いいたします。

○商工観光課長（村上治良） カンタツの新聞報道が28日にありました。内容につきましてはごらんのとおり、東京に本社を移転して拠点を集約するというところでございます。

矢板の拠点は、従業員等の対応もありますので、年内には清算されるということで聞き及んでいるところでございます。

担当課といたしましては、従業員、新聞報道等では矢板工場は46名ということでしたが、その従業員の扱いについて心配しているところです。自己都合退職者であっても会社都合扱いとすることで会社としては対応するということが、特定受給資格者対応してもらえるとということ、また、就職あっせん等も会社として対応するという体制をとるとということですので、従業員についての再就職等には対応していただけるのかなという状況でございます。

また、その事業所が年内になくなってしまいうということでございますので、担当課としては、今後もその影響については推移を見つつ、また、雇用の確保等について、力を入れてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○議長 ほかにございますか。

(なし)

5 閉 会

○議長 以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。（10：47）